

令和元年度 第1回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 令和元年12月20日(金)13:30～

2 場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

3 出席者

(1) 審査会側

中村孝幸会長、漆戸宏宣委員、佐藤あすか委員、山崎朗子委員

(2) 事務局(県)側

伊藤建築住宅課総括課長、刈谷建築指導担当課長、高橋主任主査、高橋主任、菊池技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0名

(2) 傍聴者 0名

5 議事等

(1) 開会

(建築指導担当課長)

定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第1回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導担当課長の刈谷と申します。宜しくお願いいたします。

本日は、委員4名のご出席を頂いておりますので岩手県建築審査会条例第3条第2項の規定を満たし、当審査会が成立していることをご報告します。

それでは、審査会の開催にあたりまして、建築住宅課総括課長の伊藤よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

ありがとうございました。

ここで、県建築審査会の開催は、前回平成30年12月20日に開催してから1年ぶりの開催となります。

それでは、議事に入る前に、本日配布しております資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」の両面印刷したものが1枚、建築審査会に関する資料としまして「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」、「審議会等の会議の公開に関する指針」を1冊に綴じております。

次に、議案書としまして、議事(1)諮問事項ア、(1)諮問事項イ、(1)諮問事項ウ、(1)諮問事項エ、議事(2)報告事項、表紙にその他「建築基準法の一部改正について」と記載された資料、

それぞれ1部ずつ配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局へお申し出ください。

(3) 議事

(建築指導担当課長)

それでは、次第3議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

【挨拶省略】

始めに議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は山崎委員と漆戸委員のお二人をお願いしたいと思います。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局の高橋と申します。私から、本日の審査会の公開・非公開についてご説明いたします。

本日は次第に記載のとおり、議事(1)諮問事項4件、議事(2)報告事項1件となります。

まず、諮問事項のア、イ、ウ、エ「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について」につきましては、申請者が法人の案件であり、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(2)に基づき公開することとします。

次に、報告事項の「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれておりますので同基準の1の(1)に該当するため非公開となります。

以上で、説明を終わります。

(会長)

それでは、議事(1)諮問事項ア、イ、ウ、エの4件につきましては公開することとします。

議事(2)報告事項につきましては非公開とします。

皆様、ご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議事(1)諮問事項ア、イ、ウ、エの4件は公開とし、議事(2)報告事項は非公開といたします。

○議事(1)諮問事項ア

(会長)

それでは、議事に入ります。

(1) 諮問事項のア、「建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について（陸前今泉駅上り）」、イ「同法同条同項（陸前今泉駅下り）」、ウ「同法同条同項（高田高校前上り）」、エ「同法同条同項（高田高校前下り）」の 4 件について、事務局から説明をお願いします。

(建築指導担当課長)

今回の議案は、諮問事項アからエまで、すべて申請者が東日本旅客鉄道株式会社となっております。

本計画は JR 大船渡線のバス高速輸送システム、いわゆる BRT として一般道利用する陸前今泉駅及び高田高校前駅の各上下線、合計 4 箇所バス停留所の上家等を道路内に建築するために許可申請があったものです。建築する敷地が別であることから、許可申請上、4 つの別申請となるため、諮問事項も 4 件とさせていただきます。

つきましては、説明内容の一部重複する部分がございますので、まず事務局からはじめに申請全体の概要説明を行い、次に諮問事項アからエまでを通してご説明させていただき、その後、ご審議賜りたいことについてお諮りいたします。

はじめに、申請全体の内容につきまして、参考資料 1 をご覧ください。

諮問事項アからエまでについては、すべて同一の申請者により陸前高田市内に設置されるバス停留所の上家等の申請であることから、申請場所の全体の位置関係についてまとめてご説明いたします。

諮問事項ア及びイについては、図で北から南に流れる気仙川の西側に位置する今泉地区に新設される「陸前今泉駅 上り及び下り」、諮問事項ウ及びエについては、高田北地区の県立高田高校そばにある既存の「高田高校前駅 上り及び下り」の合計 4 か所に、バス停留所の上屋等を設置するものです。

次に参考資料 2 をご覧ください。

こちらは今泉地区の拡大図です。この地区は被災市街地復興土地区画整理事業により高台に造成され、移転住宅地、災害公営住宅、小学校及び保育所等が整備されています。

陸前今泉駅については、奇跡の一本松駅と長部駅の間に新たに設置される新駅です。市道を挟んで東側に上り線、西側に下り線のバス停留所が新設されます。

次に参考資料 3 をご覧ください。

こちらは高田地区の拡大図です。申請場所については、嵩上げされた高田地区東側、県立高田高等学校のそばにあり、現行の運行ルートに含まれている既存の駅です。

高田高校前駅は、市道を挟んで東側に上り線、西側の高校側に下り線の停留所があります。運行ルートとしては高田病院駅と陸前高田駅の間になります。

両駅とも共通事項として、上り線には上家のみを設置、下り線には上家と待合室を設置します。全体の説明は以上となります。

具体の申請内容及び提案理由につきましては、高橋主任からご説明いたします。

(事務局)

それでは、諮問事項ア、陸前今泉駅上り線の申請内容につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

令和元年 12 月 3 日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求めている書類でございます。許可手続きは、令和元年 11 月 22 日に東日本旅客鉄道株式会社より、特定行政庁の岩手県に対し許可申請書の提出があったものでございます。本日の建築審査会の結果を受けまして許可又は不許可の手続きを行います。

次に 2 ページをご覧ください。関係法令について説明します。

建築基準法第 44 条の道路内の建築制限は、原則として道路内に建築してはならないとされていますが、同条第 1 項第 2 号により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」は、建築できるとされています。また、バス停留所につきましては、平成 19 年 6 月 20 日付け技術的助言により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当する。」とされております。

3 ページをご覧ください。BRT について説明します。

BRT バスは、バス高速輸送システムと呼ばれており、JR 大船渡線については、大船渡市の盛から宮城県気仙沼までの区間を運行しています。BRT となった経緯は、平成 23 年 3 月の東日本大震災津波により JR 大船渡線が不通となり、バスによる振替運行を行っていましたが JR 大船渡線の復旧に替えて BRT バスに切り替えられたものです。平成 24 年 3 月 2 日に、盛駅から大船渡駅までの区間が BRT バス専用道路により供用開始、その後、平成 24 年 9 月 28 日に、大船渡駅から小友駅まで、及び竹駒駅から陸前矢作駅までの一部区間が BRT バス専用道路により供用開始されています。その他の区間については、一般道路を運行しています。

なお、陸前高田市内における、BRT 駅のバス停留所上家に関する当該許可実績については、平成 25 年に長部駅、平成 29 年に陸前高田駅があり、当審査会においてご審議いただいております。現在の運行ルートについては、表に記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。

こちらは、BRT バス停留所の完成イメージ写真になります。上家本体の色は、こげ茶色で、BRT 駅共通デザインの側面パネルには駅名が表示されています。

5 ページをご覧ください。計画概要について説明します。

申請者名については、先ほどご説明したとおりです。

2 敷地の位置については、陸前高田市気仙町字愛宕下 39-5、無地番水路の各一部、市道田の浜町線道路敷地内でございます。敷地面積は 37.49 m²、用途地域については第一種中高層住居専用地域となっております。防火地域等については、用途地域内であることから、法第 22 条指定区域（屋根不燃）となっております。

3 建築物の概要としましては、用途は路線バス停留所の上家です。

計画内容について説明します。

申請場所については、先ほどご説明したとおり、陸前高田市の今泉地区にあります。構造はアルミニウム合金造、規模は平屋、延べ床面積は 21.15 m²となっております。計画建築棟数は 1 棟、建ぺい率は 28.20%、容積率は 56.42%となっております。

次に、6 ページをご覧ください。

1 枚目の配置図をご覧ください。申請場所については、今泉地区でございます。右側が北側と

なっております。

次に7ページをご覧ください。上り線のバス停留所は、市道田の浜町線の東側の歩道内にあります。北側には住宅地が広がっております。市道田の浜町線の標準幅員は、車道が9m、歩道が幅員3.5mであり、申請敷地の前面道路幅員については、バスベイが設けられております。バスベイとは、バスの停車スペースです。バスベイ設置により車道幅員が拡幅されており、道路管理者は、陸前高田市となります。

8ページをご覧ください。

左上は平面図、左下は断面図となっており、屋根の幅は10.57m、奥行きは2.0mで、アルミニウム合金製の柱6本で支持する構造となっております。

右下のD-D'断面図をご覧ください。上家の有効高さについては、歩道から2.652m、歩道の有効幅員は、2.72mとなっております。有効幅員については、柱の内側から道路境界又は歩道境界までの有効幅員を記載しております。

9ページをご覧ください。申請理由書になります。

1. 許可申請理由についてですが、陸前今泉駅は、陸前高田市からの要望により、近隣にお住まいの方の利便性の向上のため新設する駅です。上家の設置については、バス利用者の快適性を考慮して整備するものです。

2. 交通量については、別紙1により後で説明いたします。

3. 維持管理計画については、安全かつ円滑な交通の確保を図るため、日々のバス運行時に車上から目視点検を行い、損傷があった場合には、施設設置管理者側で速やかに修繕を行うこと。また、必要により見回り点検を行うこととしています。

次の10ページから、11ページについては、陸前高田市からの設置要望書になります。内容は割愛させていただきます。

12ページをご覧ください。別紙1、交通量に関してですが、

1. BRT利用者推移については、陸前今泉駅の前後の駅（奇跡の一本松・長部）について各時間5名以下の乗降であること。

2. 車両・その他交通機関については、陸前高田市地域公共交通会議にて、陸前高田市並びに地域交通機関と協議を行っていること。また、陸前高田市にて、バスベイを設置し、バス停車時に通行者等に影響のないよう配慮していること。

3. 歩道幅員については、上家新設後の有効歩道幅員を約2.7m確保していること。

以上のことから、通行上支障がないと考えられる旨、申請者から説明を受けております。

なお、乗降者調査資料は13ページ及び14ページに参考までに掲載しています。

15ページをご覧ください。許可申請に係る通行上支障がない検討結果について説明します。

(1) のバス停上家の規模及び構造のうち、有効高さについては、2.652mです。関係法令については、道路法に基づく道路構造令第12条により、歩道面から有効高さ2.5m確保するよう規定されていること。(2) 上家の設置場所については、その他の建築物の敷地から道路への出入口がないこと。(3) 歩道の有効幅員については、2.72mです。平成6年6月30日付け「ベンチ及び上家の道路占有許可の取り扱いについて」の中で、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定されていること。(4) の関係機関の意見については、道路管理者から道路占有許可を受けていること。なお、所管する警察の意見については、道路占有許可の手続きで、

道路管理者から所管する警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、この道路占有許可書をもって所管する大船渡警察の意見を得たものとしております。

以上の条件を満たしていることから、通行上支障がないものと考えております。

16 ページをご覧ください。

消防同意については、建築基準法第 93 条の規定に基づき、所管する陸前高田市消防本部消防長の同意を受けています。

17 ページをご覧ください。

道路管理者である陸前高田市長からの道路占有許可書については、陸前今泉駅上下線共通のものとなっています。

以上で、諮問事項アの説明を終わります。

○議事(1)諮問事項イ

(事務局)

続きまして、諮問事項イ、陸前今泉駅下り線の申請内容について説明します。

1 ページは、令和元年 12 月 3 日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求める書類でございます。

2 ページから 3 ページについては、諮問事項アでご説明した内容と同じ内容になっていますので説明は省略させていただきます。

4 ページをご覧ください。

こちらは、完成イメージ写真ですが、下り線については、上家及び待合室が設置されます。この写真のように歩道に上家が架けられまして、敷地で道路外に待合室が設置されます。

5 ページをご覧ください。こちらが計画概要となっております。

申請者名については、省略させていただきます。

敷地の位置については、同市気仙町字愛宕下 39-2、39-5 の各一部、市道田の浜町線道路敷地内となっております。

敷地面積につきましては、69.00 m²です。用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域となっております。防火地域等につきましても、同じく法第 22 条区域内となっております。

3 建築物の概要です。2 棟ありまして、1 つは路線バス停留所の上家です。床面積は 21.15 m²です。構造はアルミニウム合金造となっております。2 つ目は、待合室です。床面積は、11.99 m²で、延べ面積は 33.14 m²となっております。こちらも、アルミニウム合金造となっております。建蔽率については、32.70%、容積率については 48.03%となっております。

6 ページをご覧ください。

こちらは、下り線の申請概要です。申請敷地は上り線の向かい側、三陸沿岸道路敷地側となります。

7 ページをご覧ください。

こちらは、配置図です。下り線のバス停留所は、市道田の浜町線の西側に位置し、上家の屋根の一部が道路区域（歩道内）にあることから許可を要するものとなっております。前面道路については、上り線と同様、バスベイ設置により車道幅員が拡幅されています。

8 ページをご覧ください。

左上が申請建物の平面図となっており、バス停留所上家の幅及び奥行きについては、上り線と同じでございます。

右下のD-D'断面図をご覧ください。上家の有効高さについては、歩道から2.659m、歩道の有効幅員は、3.405mとなっております。こちらの有効幅員は、上家の支柱が道路区域外にあることから、歩道幅員がそのまま有効幅員になるよう記載されているものです。

9ページをご覧ください。

待合室については、幅4.78m奥行き2.51mのアルミニウム合金製の柱・梁で、屋根及び側面パネルの材料は、バス停留所上家と同じポリカーボネート板を使用しています。

待合室の外周には側面パネルを、室内にはベンチを設置し、雨風をしのいでバスを待つことができる計画となっております。

10ページから15ページまでについては、

申請理由書、交通量に関する資料で、上り線と同様の内容となっております。

16ページをご覧ください。

許可申請に係る通行上支障がない検討結果について、説明します。

(1) 歩道からの有効高さは2.659m、(3) 有効幅員については、3.405mとなっております。

(1) から(4)までの条件を満たしており、通行上支障がないものと考えております。

17ページ、18ページについては、消防同意及び道路占有許可書を添付しています。

○議事(1)諮問事項ウ

(事務局)

次に諮問事項ウ、高田高校前駅上り線の申請内容について説明します。

1ページは、令和元年12月3日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求める書類でございます。

2ページから4ページについては、諮問事項ア、イでご説明した内容と同じ内容になっておりますので説明は省略させていただきます。

5ページをご覧ください。こちらが計画概要となっております。

敷地の位置について、陸前高田市高田町太田87-1地先、市道長砂東和野線道路敷地内となっております。敷地面積は、36.30㎡です。用途地域は、指定ありません。防火地域についても、指定ありません。

建築物の概要でございます。こちらは上家のみです。延べ面積が21.15㎡、構造はアルミニウム合金造となっております。建蔽率は、29.12%で、容積率は58.27%です。

6ページをご覧ください。

申請場所については、冒頭でご説明したとおり、陸前高田市の高田北地区にあります。

7ページをご覧ください。

こちらは、配置図です。図面の右側が北側となっております。上り線のバス停留所は、市道長砂東和野線の東側の歩道内にあります。市道の標準幅員は、車道が7.5m、歩道が幅員4.25mであり、申請敷地の前面道路幅員については、陸前高田市によるバスベイの設置により車道幅員が拡幅されています。また、申請敷地部分の歩道幅員については5.497mとなっております。

8ページをご覧ください。

左上が申請建物の平面図となっており、バス停留所上家の幅及び奥行きについては、諮問事項ア、イと同じです。

右下のD-D'断面図をご覧ください。上家の有効高さについては、歩道面から2.650m、歩道の有効幅員は、5.125mとなっています。上家については、車道側ではなく隣地側、図面の右側に市の施設である夢アリーナの駐車場があります。駐車場側の擁壁に沿って建てられる計画となっております。

9ページをご覧ください。

1. 許可申請理由についてですが、高田高校前駅は、陸前高田市からの要望により、近隣にお住まいの方及び通学の利便性、快適性の向上のため上家を設置し整備するものです。

3. 維持管理計画については、諮問事項ア、イと同じとなります。

交通量については、10ページをご覧ください。

1. BRT 利用者推移については、高田高校前駅の利用者は通学時間帯（7時から8時まで）で1回あたり30名程度の降車が見込まれるが、通学時の一過性のものであり、その他は各時間5名以下の乗降であること。

2. 車両・その他交通機関については、陸前高田市による道路改良工事にて、バスベイを設置し、バス停車時に通行車道に影響のないよう配慮していること。

3. 歩道幅員については、上家新設後の有効歩道幅員を5.1m確保していること。

以上のことから、通行上支障がないと考えられるものとして申請されています。

11ページ及び12ページの乗降者調査資料を参考添付しています。

13ページをご覧ください。

許可申請に係る通行上支障がない検討結果について、説明します。

(1) 歩道からの有効高さは2.650m、(3) 歩道の有効幅員については、5.125mとなっております。(1)から(4)までの条件を満たしており、通行上支障がないものと考えております。

14ページ、15ページについては、消防同意及び道路占有許可書を添付しています。

道路占有許可書については、高田高校駅上下線共通のものとなっております。

○議事(1)諮問事項エ

(事務局)

最後に、諮問事項エ、高田高校前駅下り線の申請内容について説明します。

1ページは、令和元年12月3日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求める書類でございます。

2ページから4ページについては、これまでご説明した内容と同じ内容になっていきますので説明は省略させていただきます。

5ページをご覧ください。こちらが計画概要となっております。

敷地の位置については、陸前高田市高田町長砂104地先、市道長砂東和野線道路敷地内となっております。敷地面積は、79.89㎡で、用途地域の指定はありません。防火地域の指定もありません。

建築物の概要については、停留所の上家については床面積が21.15㎡でアルミニウム合金造となっております。待合室については、床面積11.99㎡であり、アルミニウム合金造となっております。

ます。延べ床面積は、33.14 m²となっております。陸前今泉駅と同様の規模となっております。建蔽率は28.21%で、容積率は41.44%となっております。

6 ページをご覧ください。

北側が図面の右側となっております。市道長砂東和野線の西側、図面ですと上側となりますが、図面左側の階段を上って高田高校に行くというルートとなっております。こちらは、下り線の申請概要です。申請敷地は上り線の向かい側、県立高田高校敷地側となります。

7 ページをご覧ください。

こちらは、配置図です。下り線のバス停留所は、市道長砂東和野線の西側の歩道内にあります。前面道路については、上り線と同様、バスベイ設置により車道幅員が拡幅されています。

また、申請敷地部分の歩道幅員については5.5mとなっております。

待合室については、道路区域外に設置されるものですが、停留所上家と一体の施設として同一の敷地設定で申請されています。

8 ページをご覧ください。

左上が申請建物の平面図となっており、バス停留所上家の幅及び奥行きについては、諮問事項アからウまでと同じです。

右下のD-D'断面図をご覧ください。上家の有効高さについては、歩道面から2.650m、歩道の有効幅員は、4.875mとなっております。

9 ページをご覧ください。

待合室については、諮問事項イ、陸前今泉駅下り線と同様の計画となっております。

10 ページから13 ページまでについては、申請理由書、交通量に関する資料で、上り線と同様の内容となっております。

14 ページをご覧ください。

許可申請に係る通行上支障がない検討結果について、説明します。

(1) 歩道からの有効高さは2.650m、(3) 歩道の有効幅員については、4.875mとなっております。(1) から(4) までの条件を満たしており、通行上支障がないものと考えております。

15 ページ、16 ページについては、消防同意及び道路占有許可書を添付しています。

これまで説明しました諮問事項アからエまでの計画について、歩道の有効幅員等、周囲の土地利用の状況等を勘案し、通行上支障がないと判断するものであります。

以上で諮問事項アからエまでの説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。

(会長)

住民からの要望があり、利便性向上のためにつくるというものです。ですので、建設することについては異論がないものと考えますが、ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

(漆戸委員)

アからエに添付されている道路占有許可書ですが、陸前高田市長が許可を出したのですが、工事の期間が記載されている部分で、「令和元年3月31日まで」となっており、存在しない日付

が入っています。念のための確認ですが、工事は少なくとも許可された日以降になるということ
でよろしいですか。

(会長)

令和元年 12 月に申請されているので、これは記載間違いではないでしょうか。

(漆戸委員)

これから工事が始まるという意味でよろしいですね。では、おそらく「令和 2 年 3 月 31 日」
と記載すべきですので、申請者に確認をしてください。停留所をつくることに反対ということでは
なく、書類の不備の確認をお願いします。

(事務局)

承知しました。

(佐藤委員)

私も停留所の上家をつくるということ自体に反対ということではありませんが、他に確認した
いことがあります。建築基準法第 44 条に記載のある「通行上支障がない」という意味を教えて
ほしいです。「通行上支障がない」とは車両の通行を指すのか、それとも歩行者の通行を指すの
か、考えを教えてください。

(建築指導担当課長)

「通行上支障がない」とはということなのかという質問ですが、今回は道路内に建築するこ
とを計画していますが、道路内に建築する建築物等が歩行者や自動車等の通行の支障になってい
ないかということを審査しています。別途、「交通上支障がない」という法律の考えがあり、「通
行上支障がない」と「交通上支障がない」という考えが法律ではそれぞれあります。「交通上支
障がない」という考えでは、建物を建築することによって、その建築物から発生する歩行者数で
あったり、自動車の交通量であったり、それらを周辺の交通で対応できているか、ということ
を審査しています。今回の申請では「通行上支障がない」という判断で、上家や待合室を道路内に
設置して、歩行者や自転車等の通行の妨げになっていないか、ということ審査しています。

(会長)

建築物等が歩道から車道にはみ出している場合は、その部分の高さが 4.5m 以上とするという
規定がありますが、今回は歩道内に建築する計画なので、停留所ができたための歩行者が増えて
人が歩きづらいとかどうか、支障がないかどうかを検討しています。今回の計画は、人の通行量
が少ない箇所なので、通行上支障はないかと考えます。

(佐藤委員)

諮問事項アの 12 ページの「交通量に関する見解」で、上家ができたとしてもバスの乗降によ
って増える通行量が各時間で 5 名以下であるから、通行上支障がないという解釈でよろしいです

か。

(事務局)

各時間で5名程度しかバスから下りないので、そこで歩行者が来ても滞留することがなく、混雑がないであろうという内容です。

(佐藤委員)

この調査結果について、バスの利用者しか通らない道路ということなのかどうなのかということがわからなかったが、この道路には他の歩行者もいるが、バス停上家ができたとしても、そのバス利用者によって歩行や通行が妨げられるものではないということなのですね。

(建築住宅課総括課長)

バスの利用によって通行が増える分を乗降者数で表すとこのような結果になりますが、このバスの乗降による通行者の増加で現在の通行に支障がないという判断をしているものです。

(佐藤委員)

通行は、バスの乗降時に一時的に増えるけれども、それはバスに乗り降りするときのみであり、一過性の通行量ということですね。

(会長)

私から一つ質問があります。8ページ目で、積雪荷重が40センチメートルと記載がありますが、これは既製品で規格されているものと思われます。積雪を調べてみますと、高田市役所で49センチメートルであったりと、積雪荷重については若干規格よりも超過しているようです。その分、柱を増やしたりしておそらく補っているのでしょう。規格としては積雪40センチメートルまでですが、問題がないということですね。また形状としても、雪下ろしをするような屋根形状ではないです。片持ちの屋根ですが、両側に柱があるので、荷重は持つとは思いますが。念のための確認となります。

(会長)

ご質問等ないでしょうか。

議事(1) 諮問事項ア、イ、ウ、エについて、原案どおりに同意することでご異議ありませんか。

ご異議がないようですので、議事(1) 諮問事項のア、イ、ウ、エにつきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となります。

○議事(2) 報告事項

【非公開につき議事録省略】

(会長)

以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
以降の進行は事務局にお返しします。

(4) その他

(建築指導担当課長)

中村会長、大変ありがとうございました。

それでは、次第4その他となります。

事務局からは、「建築基準法の一部改正について」説明させていただきます。

(事務局)

平成30年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律については、3月以内施行に係る部分が平成30年9月25日に施行され、また、1年以内施行の部分については、本年6月25日に施行されました。

このうち、法改正の概要と、建築審査会に係る改正点について、説明させていただきます。
資料1ページの表をご覧ください。

一部改正法の概要についてですが、背景としては、最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、①建築物・市街地の安全性の確保、②既存建築ストックの活用、③木造建築を巡る多様なニーズ等に対応して、規制の見直しがされました。
改正概要は、表の右側に記載しておりますが、

一つ目、建築物・市街地の安全性の確保に関しては、建築物を常時適法に維持するための維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大、防火地域・準防火地域において延焼防止性能の高い建築物の建ぺい率制限を10%緩和、などの改正が行われました。

二つ目の、既存建築ストックの活用に関しては、戸建住宅等、延べ面積200㎡未満かつ3階建て以下を福祉施設など、他の用途とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする、用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を、上限100㎡から200㎡に見直し、などの改正が行われました。

三つ目の、木造建築物等に係る制限の合理化に関しては、耐火構造等とすべき木造建築物の対象の見直し、耐火構造等の規制を受ける場合についても、木材をそのまま見せるいわゆるあらし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し、などの改正が行われました。

その他には、特例許可の手続きの合理化等が図られています。

次に、2 建築審査会に関する改正規定について説明します。

(1) 3月以内施行の内容に関しては、昨年度の建築審査会において説明させていただいた内容です。

接道規制の手続きに係る手続きの合理化については、これまでの特例許可の実績があるもの(200㎡以下の一戸建ての住宅で、4m以上の農道等に接するもの)について、建築審査会の同意は不要とする、認定手続きが追加されました。

日影規制の適用除外に係る手続きの合理化については、政令で定める位置及び規模の範囲内において増改築等する場合は、再度の許可が不要となり、当審査会の持廻り審査の対象から除外さ

れました。

仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例については、国際的規模の競技会等、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て認めた場合は、1年を超えて設置できるようになりました。

次に、(2)一年以内施行、令和元年6月25日に施行された内容についてですが、一つ目は、用途規制の適用除外に係る手続きの合理化、二つ目は、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和になります。

詳しくは、2ページをご覧ください。

一つ目、用途規制の適用除外に係る手続きの合理化についてですが、建築基準法の用途規制では、都市計画法で定められた13種類の用途地域ごとに、建築できる又は建築できない建築物を定めております。ただし、特例許可として、特定行政庁が各用途地域の指定の目的を害するおそれがない等と認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、用途の制限にかかわらず、建築できることとされています。

今回の改正では、これまで一定の特例許可実績があるものに対し、①政令で定める、住居系用途地域内の日常生活に必要な建築物で、②省令で定める、騒音等を防止するための措置が講じられているものについては、特定行政庁が、各用途地域の住居の環境を害するおそれがないこと等を認め許可した場合、建築できることとし、建築審査会の同意は不要となるものです。

具体的な用途は、コンビニエンスストア等の日用品販売店舗、学校給食センター、自動車修理工場となります。

次に、建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和についてですが、これまで災害時の応急仮設建築物等は、建築する場合（新築、増築・改築・移転）に限定されており、既存建築物を一時的に活用する場合は、変更後の用途の基準に適合させる必要がありました。

今回の改正では、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合、現行の仮設建築物の許可と同様に、法の全部又は一部を適用除外とする制度が創設されました。

表は仮設建築物の規定である法第85条を示していますが、新設された法第87条の3においても同様の組み立てとなっており、第1項、第2項の規定により、災害救助用建築物や災害時の公益的建築物について、法の全部又は一部が適用除外となります。例えば、災害時に既存の事務所を一時的に学校等に用途変更する場合等が想定されます。

第5項の規定では、興行場等への用途変更についても仮設建築物と同様に制限が緩和されることとなります。

そして、第6項の規定において、1年を超えて使用する特別の必要があるものは、建築審査会の同意が必要となるものです。

3ページ以降については、参考資料として、全般の改正規定の概要を添付しておりますので、後ほどご覧下さいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

(建築指導担当課長)

事務局からの説明について以上ですが、ご質問又はご意見ありますでしょうか。

(会長)

国としては、空き家等の対策として、法律改正等で対策を始めているということですね。例えば、既存建築物で老人のための施設として使いたいというときに、既存建築物も使うことができるようになりました。事例としては、首都圏が多いだろうと思います。質問等がある場合は、後で担当者に問い合わせをするのも良いと思います。

(建築指導担当課長)

追加の質問はないでしょうか。ないようですね。

それでは本日ご審議いただきました議事につきまして、本審査会の同意をいただきましたので、審議会終了後、中村会長より同意書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。また、議事録の署名については、後日書類を発送させていただきます。

(5) 閉会

(建築指導担当課長)

皆様、本日は大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回岩手県建築審査会を閉会いたします。

なお、本日委員の方々にお配りした資料ですが、この資料の中に非公開としました議事(2)報告事項がございます。

こちらの資料につきましては、事務局が責任をもって処分させていただきますので、その場においてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。